

平成29年10月16日

経済社会の活力WG

資料3

文部科学省説明資料

～重要政策の平成30年度予算要求状況～



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

①教育におけるエビデンスの提示
(教員定数見通し、教育関連データ等)

教職員定数の見通し

「経済・財政再生計画 改革工程表」を踏まえ、「予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」に関する基盤となる義務標準法の改正を行い、これに基づき、「新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築」を概算要求において提示。2017～26年度までの10年間で約9,300人の減（国・地方合わせて約600億円の減額）。

「経済・財政再生計画 改革工程表」の内容

少子化の進展（児童生徒数、学級数の減等）及び小規模化した学校の規模適正化の動向、

学校の課題（いじめ・不登校、校内暴力、外国人子弟、障害のある児童生徒、子供の貧困、学習指導要領の全面改訂への対応等）に関する客観的データなどの上記iiのデータ収集及び

実証研究の進展、

地方自治体の政策二一ズ等

を踏まえた「予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」を策定、公表、各都道府県・指定都市に提示

概算要求における対応状況

概算要求における定数減部分に反映。
（社人研による直近の将来推計人口を反映。）

- 今後9年間で32,200人の定数減を想定。児童生徒数の減、学校統合の動向も反映

障害のある児童生徒や外国人児童生徒等については、義務標準法の改正により、通級による指導や外国人児童生徒等教育に係る加配定数を基礎定数化。その他については、概算要求における定数改善に反映。

- 平成32年度から小学校3～6年生における授業時数の1コマ増を踏まえた小学校専科指導など学習指導要領改訂に対応した教育
- 貧困等に起因する学力課題の解消
- いじめ・不登校等の未然防止・早期対応

「教育政策に関する実証研究」における研究成果を概算要求に反映。

- 教員勤務実態調査（速報値）を踏まえた概算要求
- その他の実証研究の成果は、随時、概算要求に反映

義務標準法の改正による加配定数の一部基礎定数化により、地方自治体の安定的・計画的な採用・配置に寄与。

- 障害に応じた特別の指導
- 外国人児童生徒等の教育
- 初任者研修体制
- 指導方法工夫改善

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（～平成38年度までの9ヶ年計画）

学校現場を取り巻く課題が複雑・困難化している状況の中、新しい学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革に向けて、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図る。

（義務教育費国庫負担金）

平成30年度要求額：1兆5,189億円（対前年度 60億円）

・教職員定数の改善	+ 73億円（+ 3,415人）	・教員給与の見直し	+ 3億円
・基礎定数化に伴う当然増	+ 8億円（+ 385人）	・教職員の若返り等による給与減	79億円
・教職員定数の自然減	65億円（- 3,000人）		

（参考）被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、前年度の教職員定数（1,000人）を別途要求（21億円）【復興特別会計】

厳しい財政状況を勘案し、真に必要な性の高い事項に限定することにより、国民に追加的な財政負担を求めないよう最大限努める。（H30要求は 60億円の要求）

教職員定数の改善

3,415人 22,755人 内はH38年度までの改善予定数

「教員の働き方改革」

3,200人 19,700人

1. 学校の指導体制の充実 教員の負担軽減による教育の質の向上～持ち授業時数の減等負担軽減とそれに伴う授業準備の充実～

小学校専科指導に必要な教員の充実	2,200人 6,635人
中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実	500人 4,100人

2. 学校の運営体制の強化 校長、副校長・教頭等の事務関係業務の軽減による学校の運営体制の強化

学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化(事務職員)	400人 8,365人
主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化	100人 600人

複雑化・困難化する教育課題への対応

【再掲を含む】 715人 7,155人

いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化	【再掲】 500人 4,100人
貧困等に起因する学力課題の解消	100人 800人
「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備	40人 1,330人
・養護教諭	・栄養教諭等
統合校・小規模校への支援	75人 925人

上記の他、平成29年の義務標準法改正に伴う基礎定数化関連の教職員定数の増減が発生する。
H30年度における内訳は以下のとおり。

・通級による指導	505人	・日本語指導	58人
・初任者研修	63人	・自然減等	241人
計385人			

今後の教職員定数の見通し

「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定

区分	H30～H38	うちH30
定数改善 (a)	22,755	3,415
基礎化関連当然増 (b)	3,476	385
自然減 (c)	32,200	3,000
差し引き増減 (a + b + c)	5,969	800

教員給与の見直し（H31.1～）

管理職手当の改善(校長、副校長・教頭の支給率改善)
部活動手当の支給要件の見直し(土日4時間程度に加え、土日2時間以上4時間未満の区分を新設)

義務標準法の改正と中期見通しとの関係

平成29年3月の義務標準法改正により、これまで加配定数で措置していた通級指導や外国人児童生徒等教育の充実等のための教員の定数が客観的な基準に基づき算定されることになった(基礎定数化された)。この基礎定数化は、地方公共団体において、安定的・計画的な採用・研修・配置が行いやすくなることとなり「経済・財政再生計画」で求められている「予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」に関する基盤となるものである。

平成28年度

加配定数
【6.5万人】

政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえ、毎年度の予算編成で決定

障害に応じた特別の指導(通級指導)
外国人児童生徒等教育
初任者研修体制
指導方法工夫改善の一部基礎定数化

【1.9万人】

基礎定数
【62.7万人】

学級数等の客観的な基準に基づき算定
(算定基準は義務標準法に規定)

平成38年度

加配定数

基礎定数
【 3.6万人(自然減)】

義務標準法の改正による
加配定数の基礎定数化

(平成29年度から10年間で段階的实施)
加配定数(6.5万人)の約3割を基礎定数化

少子化等の影響

国立社会保障・人口問題研究所の推計値
(出生中位)(平成29年4月公表)を反映

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた 学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

学校の指導・運営体制の充実

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）
- 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、不登校児童生徒を対象とするもの、夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

学校の運営の改善

- 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

施行期日

平成29年4月1日

教育政策形成に関する実証研究

平成30年度概算要求額：57百万円
(平成29年度予算額：57百万円)

教育政策について、エビデンスを活用した政策立案を推進していくことは重要。
有識者や意欲ある自治体の協力を得つつ、時代の変化に対応した新しい教育への取組、いじめ・不登校、子供の貧困等の学校の課題に関する状況や、それらの課題に対応するための指導体制の在り方など、教育政策の効果を評価する実証研究を実施。
中期と短期の研究を組み合わせ、得られた成果は随時政策立案に活用。

実施体制

国

委託

大学、調査
研究機関等

- 教育政策に関する実証研究の方針、枠組みの検証
- 各実証研究の助言、フィードバック
- 各実証研究から得られる知見のとりまとめ

有識者委員会

機関数 4機関程度

(参考)平成29年度に実施している課題

- 高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析
- 教員実態調査(教職の労働負荷に関する研究を含む。)
- ICTを活用した業務改善についての調査

この他、国立教育政策研究所予算において
・学級規模等の影響・効果(学力、非認知能力等)
・加配教員・専門スタッフ配置の効果分析
に関する実証研究を実施。

教育の目的の多面性と教育の手段の多様性を踏まえて、政策の持つ多義的な効果を総合的に評価。学校・教育環境に関するデータや教育政策の成果及び費用、背景にある環境要因、地方自治体の政策ニーズを総合的に考慮した政策形成に取り組む。

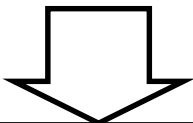
「教育政策に関する実証研究」の取組状況

基本方針

- n 教育の目的の多面性と教育の手段の多様性を踏まえて、(1)政策効果や(2)現場における政策ニーズを総合的に把握するための()量的研究及び()質的研究を組み合わせる実施。
- n 自治体の協力を得つつ、国立教育政策研究所や外部の研究者・有識者により実証研究を実施。関連施策の費用と効果について把握・分析。
- n 学校や児童生徒の状況全体を通じた政策の効果を評価するためには、政策と目指す教育目的との間をブラックボックス化せず、学校で教育活動が実際にどのように展開されているのかなど、教育の過程に着目した研究が必要。
- n 個々の成果が特定のサンプルに関する特定の条件下でのものであることを踏まえ、政策が実施される背景にある環境要因も総合的に考慮しつつ、多様な研究成果を踏まえて、全体としての傾向を把握することが必要。
- n これらの研究成果を踏まえ、教育政策について質の向上を図りつつ、PDCAサイクルを確立。

実施枠組

有識者委員会



- 教育政策に関する実証研究の方針、枠組みの検証
- 各実証研究の助言、フィードバック
- 各実証研究から得られる知見のとりまとめ

【構成員】

- 石田 浩 東京大学社会科学研究所教授
- 大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授
- 貞広 齋子 千葉大学教育学部教授
- 耳塚 寛明 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授

学級規模等の影響・効果（学力、非認知能力等）の調査

【実施主体】国立教育政策研究所（東京大学等から所外研究分担者が参加）
 <協力> 埼玉県、大阪府箕面市

加配教員・専門スタッフ配置の効果分析

【実施主体】国立教育政策研究所
 <協力> 関係自治体（21程度）

高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析

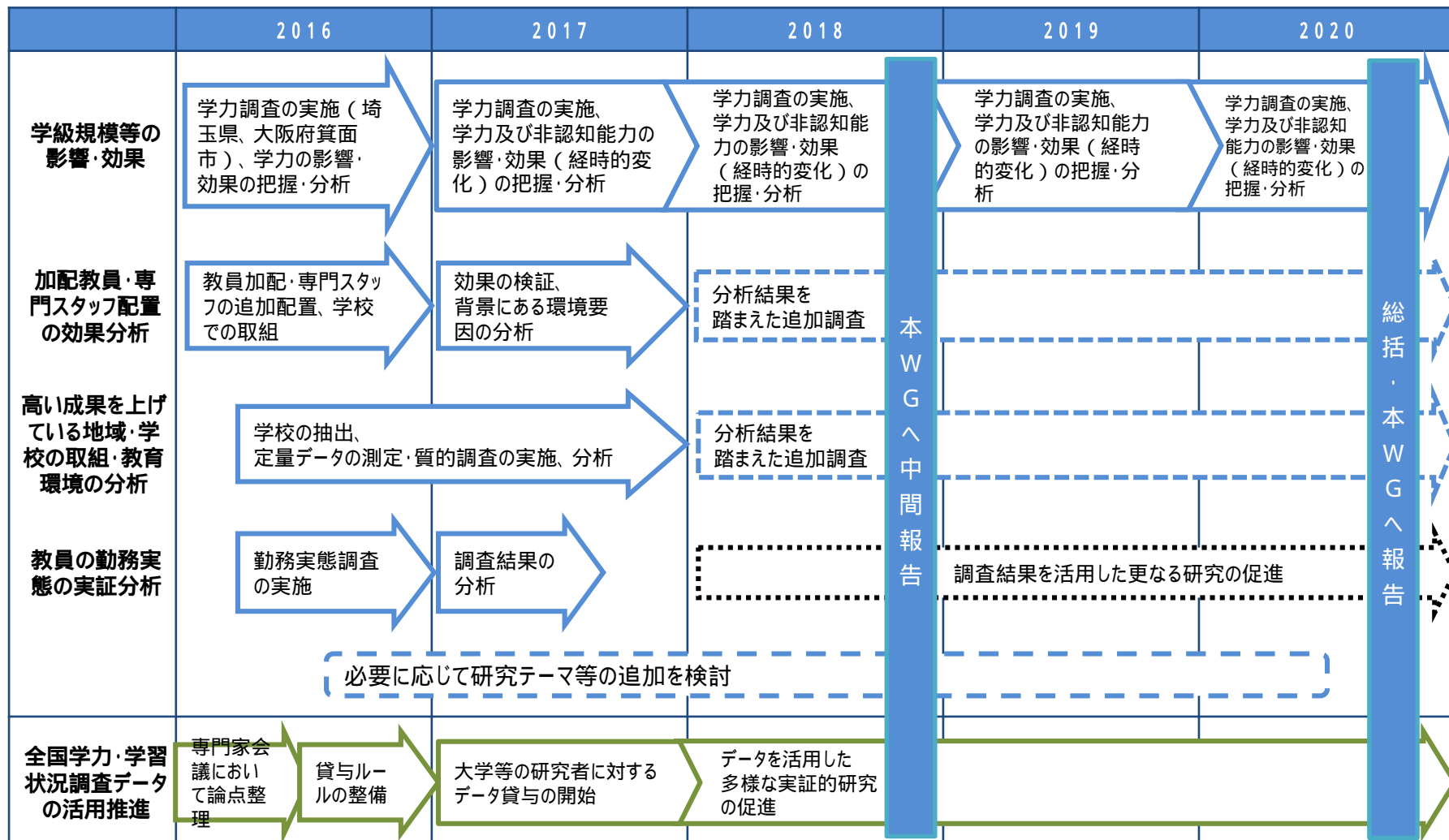
【実施主体】大阪大学
 <協力> 大阪府、北海道

教員の勤務実態の実証分析

【実施主体】（勤務実態調査）民間調査会社、東北大学、筑波大学
 （ICTの活用）鳴門教育大学 <協力> 北海道、北海道江別市

- 自治体の協力を得つつ、国立教育政策研究所や外部の研究者・有識者により実証研究を実施。
- 関連施策の費用と効果について把握・分析。

研究テーマ	実施主体	研究内容
学級規模等の影響・効果 (学力、非認知能力等)	国立教育政策研究所 (協力先) 埼玉県、大阪府箕面市等	学級規模等が児童生徒の資質・能力に与える影響調査 ・自治体独自の学力や学習状況の調査(パネル)等の結果を活用し、学級規模や指導方法等が学力や学習態度の向上等に与える複数年度にわたる影響を検証。 ・29年度調査から、質問紙調査に項目を追加し、学級規模や指導方法等が非認知能力(コミュニケーション能力、社会性等)の伸び等に与える影響も検証。 学級規模が授業中のフィードバックに及ぼす影響の計測による実験調査 ・学力に影響を与える教師-児童間の相互交渉の一形態である、授業中の教師から児童生徒へのフィードバックについて、学級規模による実施状況の違いを明らかにする。
加配教員・専門スタッフ配置の効果分析	国立教育政策研究所等 (協力先) 都道府県:6程度 市町村:15程度	加配定数や専門スタッフの配置の教育的効果の分析 ・加配定数や専門スタッフの配置が不登校児童生徒に対する取組に及ぼす効果を分析する。 障害のある児童生徒や外国人児童生徒に関する必要な取組についての調査
高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析	大阪大学 (協力先) 北海道、大阪府 (及び道内・府内の市町村)	学習指導の実践事例についての調査 ・学力調査データと自治体の教員加配の状況等に関する追加調査を組み合わせ、「配置校」と「非配置校」との比較等により、加配教員の配置等による少人数学級編制・習熟度別少人数指導の採用等の措置がどのような教育効果に結びついているのかを統計的に検証する。 ・さらに、調査対象校において、教員間、あるいは教員と専門スタッフ、地域人材等との間の協働や組織的工夫が行われ、いかなる成果に結びつかについて訪問調査により事例分析を行う。
教員の勤務実態の実証分析	<教員実態調査・労働負荷> 株式会社リベルタス・コンサルティング/東北大学・筑波大学 <ICT> 鳴門教育大学 (協力先) 北海道、 北海道江別市	教員実態調査 ・教員の総勤務時間数(平成18年調査との経年比較等)に加えて、教員の事務業務が効率化され、児童生徒に対する指導の時間を確保できているかなど、勤務の質・内容も把握・分析する。そのため、教員や専門スタッフの配置やICTの整備状況、学校が抱える課題等との関係について分析を行う。 教職の労働負荷について他職種と比較 ・単なる労働時間だけでなく、教職の特性から来るストレスの強度など労働負荷について他職種との比較や教員の担当業務ごとの違いなどを分析。 ICTを活用した業務改善についての調査 ・校務支援システムの導入等のICTの活用により、業務の改善や教育活動の質の向上に及ぼす効果について実証的な調査研究を行う。



研究成果を踏まえ、教育政策について質の向上を図りつつ、PDCAサイクルを確立

学校の業務効率化
(業務改善、教員の働き方改革等)

学校の業務改善

- 1 質の高い学校教育を持続発展させるためには、教員の業務負担軽減を図ることが喫緊の課題であるとの認識の下、そのための取組を着実に実施。
- 1 本年4月に教員勤務実態調査(平成28年度)の速報値を公表。
(参考:教諭の1週間当たりの学内勤務時間〔平成18年度調査比〕)
 - ・小学校:57時間25分〔+4時間09分〕
 - ・中学校:63時間18分〔+5時間12分〕
- 1 本年6月に、中央教育審議会に対して、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問。
- 1 中教審に「学校における働き方改革特別部会」を設置し、具体的に検討中。
- 1 本年8月の中教審特別部会による「学校における働き方改革に係る緊急提言」を受け、各教育委員会・各学校等へ周知を行い、学校における働き方改革に向けて取組を促すとともに、必要な支援策について、平成30年度概算要求中。
(参考:KPI)
 - 校務支援システム導入率: 81.9%(平成27年3月1日時点)
 - 83.4%(平成28年3月1日時点)

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

〔平成30年度概算要求〕

()内は対前年度比

参考資料

・ 学校が担うべき業務の効率化及び精選



11億円(+ 6億円)

学校現場の業務改善を加速するための実践研究やアドバイザー派遣
3億円(+ 1億円)

統合型校務支援システム等ICT環境の整備
6億円(新 規)

地域と学校の連携・協働を通じた、登下校見守り等の学校支援の充
実
1.1億円(+ 0.2億円)

学校給食費徴収・管理業務の改善・充実
0.5億円(新 規)

・ 教員以外の専門スタッフ・地域人材の活用



147億円(+ 32億円)

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進
66億円(+ 8億円)

スクール・サポート・スタッフの配置促進
学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員のサポートを担当するスタッフ
15億円(新 規)

部活動指導員の配置促進
15億円(新 規)

いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究
0.53億円(+ 0.5億円)

・ 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実



1兆5,189億円(60億円) < 義務教育費国庫負担金 >

持ち時間数の減等負担軽減とそれに伴う授業準備の充実

▶ 小学校専科指導に必要な教員の充実(新学習指導要領への対応)
+ 2,200人

▶ 中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実
+ 500人

校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減による学校の運営体制の強化

▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化(事務職員)
+ 400人

▶ 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化
+ 100人

教職員定数の改善
+ 73億円(+ 3,415人)

基礎定数化に伴う当然増
+ 8億円(+ 385人)

教職員定数の自然減
65億円(3,000人)

教員給与の見直し
+ 3億円

教職員の若返り等による給与減
79億円

教員自らの意欲と能力を最大限に発揮できるような勤務環境を整備するため、業務改善の取組を一体的・総合的に推進。

業務改善加速のための実践研究事業の実施

文部科学省

業務改善に集中的に取り組む重点モデル地域（30地域）を指定し、**業務改善の加速**及び**教職員や業務アシスタント等の人的配置状況と業務改善の関係**についての**実践研究を実施**。具体的なノウハウや成果を分析し、全国に発信し普及。

都道府県・政令市

市町村と連携し、小中学校における業務改善を促進。重点モデル地域の成果を県下に波及。

重点モデル地域に対する教職員や業務アシスタント等の配置
 県としての業務改善ポリシーの策定・指導助言
 管理職等の意識改革のための研修の実施

取組のフォローアップ、
 成果の県下全域への発信

重点モデル地域：市町村（政令市含む）

エビデンス
 として蓄積

自治体の業務改善ポリシーの策定
業務改善の取組の実施

- ・教員の行う業務の明確化（事務職員や他のスタッフ等との連携・分担等）
- ・部活動に関する休養日の明確な設定
- ・時間管理の徹底、研修の実施 等



外部専門家による分析・助言

勤務状況の改善の成果を分析
勤務時間（総勤務時間や事務作業・部活動に関する時間等）や負担感の変化、創出した時間による教育面での効果などの成果を分析
 成果を挙げたGPを管下全域に波及

国立・私立学校も対象

業務改善アドバイザーボード

業務改善アドバイザーの派遣による
 指導助言（30名程度）
 先進モデルの横展開
 業務改善の取組の継続したフォロー



長時間勤務是正キャンペーンの実施

長時間勤務是正のための周知・啓発を行い、全国的な気運を醸成

- ・マネジメントフォーラムの開催
- ・各種広報媒体等による普及啓発
- ・実践事例集の作成

等

業務改善の基礎的調査研究の実施

研究機関等による業務改善の推進に資する基礎的調査研究を実施

() 「協働による地域とともにある学校づくりの推進」(平成30年度概算要求額(案)28百万円(平成29年度予算額31百万円))を含む。

平成28年度 小学校・中学校等教員勤務実態調査

【目的】 教職員指導体制の充実、チーム学校の推進、学校の業務改善の推進等の教育政策について、これらが教員の勤務実態に与える量的・質的な影響を明らかにし、エビデンスを活用した教育政策の推進に必要な基礎的データを得るため、教育政策に関する実証調査研究事業の一環として実施。

【調査対象】 小学校400校、中学校400校(無作為抽出)に勤務する全ての常勤の教員

【期間】 平成28年10月～11月(2期に分けて実施 各学校の調査期間は、1週間)

【委託機関】 株式会社リベルタス・コンサルティング

研究メンバー: 東北大学大学院教育学研究科 准教授 青木栄一 等、
筑波大学医学・医療系 教授 松崎一葉 等

【主な調査・分析内容】

指導体制

- ・加配措置の状況 ・専任教諭の配置状況
- ・雇用形態別(正規・再任用、短時間勤務、臨時的任用、非常勤)の教職員数
- ・事務職員の数、学校事務の共同実施の状況
- ・SW、SSW、部活動指導員、日本語指導員等の配置状況

教育課題

- ・不登校児童生徒数、日本語指導の必要な児童生徒数
- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒数

ICT機器等の活用状況

- ・校務支援システム導入状況
- ・校務用PCの整備状況やコピー機等の使用状況

運営体制・業務改善の取組

- ・勤務時間縮減に向けた取組
- ・学校閉庁日・ノー残業デー・ノー部活動デーの設定の有無
- ・給食費の公会計化の導入状況

関係性



業務内容ごとの勤務時間

ストレスの強度・労働負荷

教員勤務実態調査（平成28年度）集計【速報値】

～勤務時間の時系列変化～

「教育政策に関する実証研究」の一環として、教員の勤務実態の実証分析を平成28～29年度の2か年で実施し、平成29年4月28日に速報値を公表。（調査期間：H28年10月～11月のうちの1週間。対象：小学校400校、中学校400校（確率比例抽出により抽出。）に勤務する教員。）
 前回調査（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加。

教員の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

平日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	10:37	10:11	+0:26	10:37	10:19	+0:18
副校長・教頭	12:12	11:23	+0:49	12:06	11:45	+0:21
教諭	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32
土日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	1:29	0:42	+0:47	1:59	0:54	+1:05
副校長・教頭	1:49	1:05	+0:44	2:06	1:12	+0:54
教諭	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49

28年度調査の「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む（主幹教諭、指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）。

「土日」については、土日の業務記録のうち、「勤務日」と回答した者を除いたものである。なお、平成28年度の小学校教員のうち734人（10.4%）、中学校教員のうち911人（11.2%）が、土曜日が勤務日に該当している。

18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

教員の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

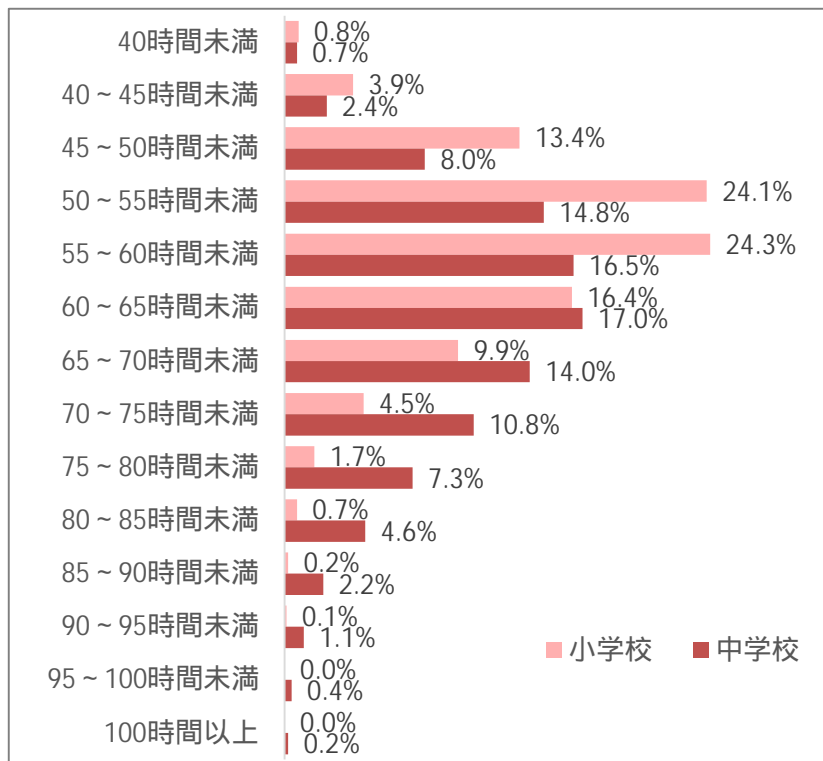
	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	54:59	52:19	+2:40	55:57	53:23	+2:34
副校長・教頭	63:34	59:05	+4:29	63:36	61:09	+2:27
教諭	57:25	53:16	+4:09	63:18	58:06	+5:12

28年度調査では、調査の平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

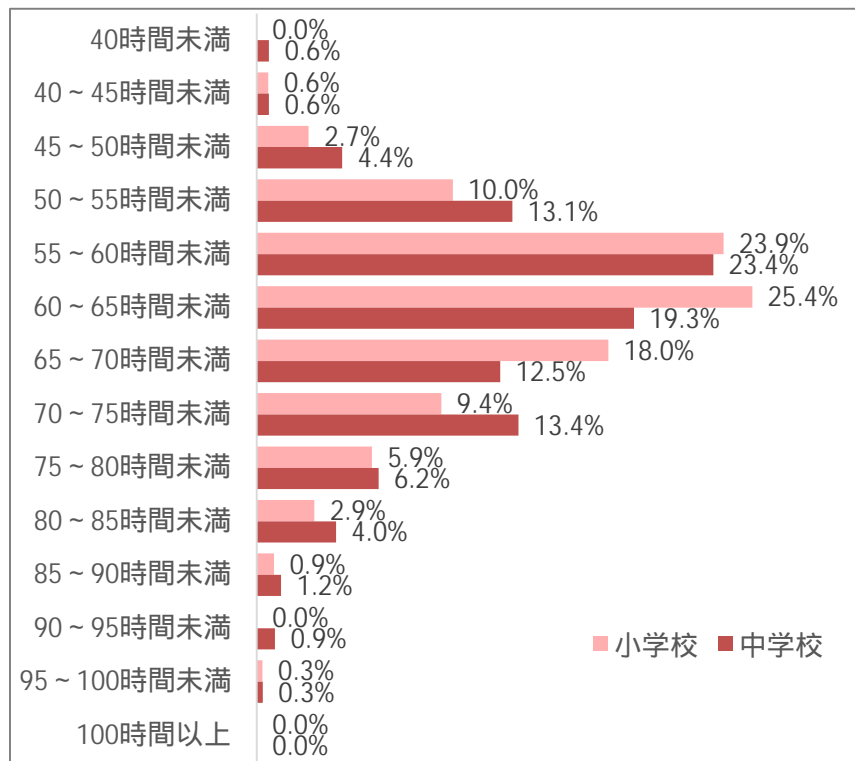
教員勤務実態調査（平成28年度）集計【速報値】 ～ 1週間当たりの学内総勤務時間数の分布～

1週間当たりの学内総勤務時間について、教諭のうち、小学校は55～60時間未満、中学校は60～65時間未満、副校長・教頭のうち、小学校は60～65時間未満、中学校は55～60時間未満の者が占める割合が最も高い。

【教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）】



【副校長・教頭】



28年度調査では、調査の平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

教員勤務実態調査（平成28年度）集計【速報値】～業務内容別の学内勤務時間（1日当たり）～

平日については、小学校では、授業(27分)、学年・学級経営(10分)が、中学校では、授業(15分)、授業準備(15分)、成績処理(13分)、学年・学級経営(11分)が増加している。

土日については、中学校で部活動(1時間4分)、成績処理(10分)が増加している。

平日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業(補助)	0:19			0:21		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:24	0:14	+0:10	0:38	0:27	+0:11
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20	0:31	-0:07	0:19	0:29	-0:04
個別打ち合わせ	0:04			0:06		
事務(調査回答)	0:01			0:01		
事務(学納金)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務(その他)	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

土日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	0:07			0:03		
授業(補助)	0:01	0:00	+0:08	0:00	0:00	+0:03
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:10	1:06	+1:04
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:12	0:02	+0:10
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別打ち合わせ	0:00			0:00		
事務(調査回答)	0:00			0:00		
事務(学納金)	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務(その他)	0:02			0:02		
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための 学校における働き方改革に関する総合的な方策について(抜粋)

(平成29年6月22日中央教育審議会諮問)

第一 学校が担うべき業務の在り方

- 部活動も含め、これまで学校が担ってきた業務のうち、引き続き学校が担うべき業務はどうあるべきか。また、学校・家庭・地域・行政機関等の役割分担の在り方及び連携・協働を進めるための条件整備等はどうあるべきか。
- 関連法令で学校に義務付けられている学校関係書類や、行政機関、民間団体等から学校に依頼される各種調査業務等の精選をどのように進めていくか。

第二 教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担

「チームとしての学校」の実現に向け、教員が本質的に担うべき業務は何か。また、事務職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員など様々な専門スタッフや支援人材の役割分担及び連携の在り方はどうあるべきか。

例えば、小学校では総授業時数が増加するといった状況の中、新学習指導要領等を円滑かつ確実に実施するために必要な方策をいかに講じるかといった、学習指導や生徒指導等の体制の強化・充実をどのように進めていくべきか。

教職員が担うべき業務について、ICTの効果的な活用なども含めた更なる業務改善、その効果的な実施体制の構築に向けて、どのような方策を講じていくべきか。

第三 教員が子供の指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方

学校運営体制の強化・充実を図るためには、副校長、主幹教諭、指導教諭等の役割や主任の在り方、学校運営を支える事務職員など、学校組織運営の体制はどうあるべきか。また、管理職の意識改革も含めた効果的な学校マネジメント体制をどのように構築していくべきか。

現在の学校内の校務分掌や整備することとされている各種委員会等の整理・合理化に向け、どのような方策を進めていくべきか。

学校の特性を踏まえた勤務時間制度及び勤務時間管理の在り方はどうあるべきか。

勤務状況を踏まえた処遇の在り方はどうあるべきか。

「学校における働き方改革に係る緊急提言」について

平成29年3月に改訂された新学習指導要領等を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていくことが必要不可欠。
一方、教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況であり、教育の質の確保・向上の観点からも、「学校における働き方改革」を早急に進めていく必要がある。
「今できることは直ちに行う」ことを全ての教育関係者に呼びかけるとともに、国においても早急に支援を求めるため、「緊急提言」がまとめられた。

1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること

適切な手段での教職員の勤務時間を把握すること。ICTやタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、システムの構築に努めること。
勤務時間外の問い合わせ対応のための留守番電話等の整備、部活動休養日等の部活動の適切な運営、学校閉庁日の設定等を講じること。保護者や地域住民等の理解を得るための取組を進めること。
管理職の役割分担を明確にするとともに、マネジメント研修を充実すること。

2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと

教育委員会において、所管する学校に対する業務改善方針・計画を策定すること。
統合型校務支援システムの導入促進により業務の効率化などを図るとともに、ICTを活用し、教材の共有化を進めること。
学校に対する依頼・指示等を整理・把握し、精選及び合理化・適正化を進めること。
給食費の公会計化を進めるとともに、学校徴収金に係る業務について、教員の業務としないよう努めること。
事務職員の活用による事務機能の強化、業務改善の取組の推進に努めること。

3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

以下に掲げる支援策を早急に講じられるよう、平成30年度予算において取り組むべき。

学校・教職員の勤務時間管理及び業務改善の促進

- ・学校現場の業務改善を加速するための実証研究やアドバイザー派遣 等
- ・「チームとしての学校」の実現に向けた専門スタッフの配置促進等
- ・教員の事務作業等をサポートするスタッフの配置促進
- ・部活動指導員の配置促進及び部活動の運営に係る指針の作成
- ・スクールロイヤーの活用促進に向けた体制の構築 等

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・小学校における専科教員や中学校における生徒指導担当教員の充実 等